

事 務 連 絡
令和3年11月26日

各都道府県私立学校主管課
私立高等学校等補助金事務担当者 殿

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課

令和3年度補正予算案（私立高等学校等関係）について（周知）

日頃より私学振興に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記について、本日閣議決定されました令和3年度補正予算案においては、下記の事業を計上しているところです。各事業の現時点の事業概要は別添のとおりとなります。

なお、補正予算の成立をもって事業を実施することとなりますが、管下の私立学校に事前に周知いただき、今後の申請に当たって検討を進めていただく等、事業の円滑な実施に向けた検討を進めていただきますよう、お願いいたします。

記

1. 私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費 【別添1】

令和3年度の本事業について、追加募集を行います。

申請に当たっては、年度内の着手・完了が前提となりますが、やむを得ない事情により繰越が必要となる場合はご相談ください。

2. 学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業（私立学校分） 【別添2】

「私立学校情報機器整備費補助金」の補助事業に追加を予定しております。

補助要件等の詳細については、「私立学校情報機器整備費補助金」の交付要綱等を改正した際にご連絡することを予定しております。

3. 私立学校施設の耐震化・防災機能強化対策、基盤環境整備 【別添3】

下記の3事業を令和3年度補正予算案に計上しています。

- ①耐震改築事業、耐震補強事業、非構造部材の耐震対策事業、防災機能強化事業
- ②施設環境改善整備事業（教室等の空調・換気設備の整備、校舎棟のトイレ改修）
- ③高機能化整備事業（教室の情報化に関連した校内LANの整備）

上記①及び②については、令和4年度の施設整備計画を確認するため、例年どおり12月中に実施計画調査を行い、この中で令和3年度への前倒しの可能性について精査し、追加募集を予定しております。

また、上記③については、実施計画調査（令和3年10月26日付け事務連絡）の結果を踏まえ、今後、事業募集を予定しております。

なお、申請に当たっては、年度内の着手・完了が前提となりますが、やむを得ない事情により繰越が必要となる場合はご相談ください。

4. GIGAスクール運営支援センター整備事業 【別添4】

本補助事業の実施に当たっては、必要に応じて教育委員会と連携を図りつつ検討を進めてください。

実施スキームや補助要件、申請方法等の詳細については、現在検討中であり、今後、募集通知等でお示しいたします。

5. 学校等における感染症対策等支援事業 【別添5】

令和2年度第三次補正予算の「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」の事業スキームと同様に、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校種、学校規模に応じて一定額を支援することを想定しております。

詳細については、現在検討中であり、今後の学校保健特別対策事業費補助金交付要綱の改正や募集通知等でお示しいたします。

6. その他

私立学校の災害復旧に関する補正予算は計上されておられません。

私立幼稚園に関する事業は、初等中等教育局幼児教育課よりお知らせいたします。

今般の補正予算案のうち、文部科学省全般は以下のURLをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672_00002.htm

<担当>

1. 2. 6. について

高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2547)

Mail : josei4@mext.go.jp

3. について

高等教育局 私学部 私学助成課 助成第二係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2746)

Mail : josei2@mext.go.jp

4. について

(事業概要について)

初等中等教育局修学支援・教材課情報教育企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2659)

Mail : giga@mext.go.jp

(申請について)

高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2547)

Mail : josei4@mext.go.jp

5. について

高等教育局 私学部 私学助成課 総括係

TEL : 03-5253-4111 (内線) 2579

Mail : sigakujo@mext.go.jp

背景・課題

我が国の大学の約8割、高校の約3割を占める私立学校は、公教育において大きな役割を担っており、新しい時代の学校教育の実践が必要となっている。私立大学等の教育研究基盤を整備することにより、多様で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることで、今後の日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化するとともに、地域の経済活動の活性化を誘発する。

事業内容

私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援するとともに、私立高等学校等におけるICT教育設備の整備を支援。

○私立大学等の教育・研究用の装置・設備の整備を支援

○私立高等学校等におけるICT教育設備の整備を支援

<補助率：1/2以内（研究設備のみ2/3以内）>

<補助率：1/2以内>

(整備例)

【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能



【生体分子間相互作用解析システム】
生体機構や疾患時の薬物作用機序を分子レベルで解明
解析結果は新薬の開発等に大きく寄与



(整備例)

【コンピューター室】
高等学校等のICT環境整備



(個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進) 学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

1. 背景・趣旨

GIGAスクール構想の実現に向けた取組により、児童生徒1人1台端末をはじめとした学校におけるICT環境の整備が進む中、**時間・場所等に制約されない子どもたちの発達段階等に応じた質の高い教育を実行**するため、オンライン教育の授業環境を高度化するとともに、個別最適な学びの実現に向けて、その環境を最大限活用して**対面とオンラインのハイブリッド教育を更に充実化**していく必要がある。

一方で、**遠隔授業等のオンライン学習を本格化**させている学校現場では、**以下のような新たなニーズが発生**している。

- ✓ 教室で教師が指導者用端末を活用して授業を行いながら、**もう1台の端末を使って自宅にいる児童生徒にも授業映像を配信**する。
- ✓ 少人数指導等によって**増加した学習グループに対してオンライン学習**を行う。
- ✓ 指導者用端末を活用した学習指導等のため、**オンライン教育推進機器や遠隔教育支援ツール等**が新たに必要。



上記のような**新たなニーズに対し早急に対応**するため、**教師に端末を追加整備する際に不足する分(教員数－普通教室数)をはじめ、オンライン教育推進機器、遠隔教育支援ツール等のICTを活用した授業環境の高度化に資する機器等**を追加的に整備する場合の経費について補助するものとする。

* 令和3年度補正予算限りの措置とし、その後の整備については、既に地方財政措置が講じられている学習系端末と校務系端末の一元的な整備を進めることにより対応予定。

2. 事業内容

学校のICTを活用した授業環境高度化に資する機器整備費用を補助

◆ 地方財政措置分(普通教室数分)を超えて指導者用端末等の機器を整備する学校に対して補助

私立学校分については、別途お知らせ

◆ 学校あたり補助上限額

= (教員数 - 普通教室数) × 単価4.5万円 × 補助率1/2

(私立学校情報機器整備費補助金を活用)

◆ ただし、既に指導者用端末を整備済である場合、オンライン教育推進機器、遠隔教育支援ツール(※)等のICTを活用した授業環境の高度化に資する機器についても補助対象とする。

※ カメラ、マイク、大型提示装置、モバイルルーター、授業環境高度化什器類 等

3. 補助経費・対象

◆ 補助対象

国・公・私立の小・中・高・特支等

◆ 補助率

公立、私立：1/2 (上限4.5万円)

国立：定額 (上限4.5万円)



背景・課題

学校施設は一日の大半を過ごす子供たちの生活場所であるとともに、災害時には地域の避難所としても利用されることから、安全・安心な教育環境の確保が必須。私立学校施設の耐震化完了に向けた取組を加速化するとともに、地域の避難所としても必要となる防災機能の強化、教室内の換気やトイレのドライ化等の衛生環境の改善などの基盤環境整備を推進する。

事業内容

私立学校の以下の整備に要する経費に対して補助を行う。

1. 私立学校施設の耐震化や地域の避難所として必要となる防災機能強化等の整備を支援

- 耐震改築事業 : 耐震性が低い建物 (Is値0.3未満) 等又は技術的に補強を行うことが困難な建物の建替え工事
- 耐震補強事業 : Is値0.7未満の建物の耐震補強工事
- 非構造部材の耐震対策事業 : 地震により落下・転倒の危険がある天井材、書架、内・外壁材、照明器具等の耐震対策工事等
- 防災機能強化事業 : 避難経路の確保や屋外防災設備の整備工事等



耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

2. 新型コロナウイルス感染症対策を含む児童生徒等の生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的整備を支援

- 教室等の空調・換気設備の整備 : 教室等への空調・換気設備の設置工事
- 校舎等のトイレ改修 : 高等学校等における湿式トイレから乾式トイレへの改修等工事や
: 和式便器から洋式便器への改修工事
- 情報通信ネットワーク環境の整備 : 教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する
光ケーブル等敷設工事



空調設備・換気設備を備えた教室

※補助率：大学等1/2以内 高校等1/3以内 (Is値0.3未満の耐震補強は1/2以内)



背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、その円滑な運用を支え、子供の学びを保障するための「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、「**人**」中心の支援を、**民間事業者を活用した「組織」**中心による広域的な支援体制へと**発展・充実**させて、**より安定的な支援基盤の構築**を目指す。そのため、令和3年度補正予算において、学校への支援をワンストップで担う「**GIGAスクール運営支援センター**」の各都道府県等への**開設準備**及び**全国一斉の学校ネットワークの点検・応急対応**に必要な予算を計上し、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制を早急に整備する。

事業内容

【連携等実施型】

都道府県等と他市町村が連携、もしくは一定規模の自治体が補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- より広域性をもってスケールメリットが働く体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる

【その他】※原則「連携等実施型」

上記に該当しない設置者が単独で補助事業を実施

実施主体	都道府県、市区町村
補助割合等	以下に記載の通り

	R3補正	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
連携等実施型補助割合	1/2	1/2	1/3	1/3	-

※国の補助事業はR6年度までを予定。

※「連携等実施型」以外での事業の実施についてもR3年度補正予算及びR4年度予算に限り認めることとするが、その場合の補助割合は1/3とする。

「GIGAスクール運営支援センター」を整備するため、**都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助**

【主な業務委託内容】

- ◆ 運営支援センター開設準備
- ◆ ネットワーク一斉点検・応急対応等



運営支援センター開設準備

- 運営支援センター開設に向けて必要な準備（各学校で使用している端末仕様や活用状況等の事前調査、各教育委員会・学校向けの問い合わせ用HP作成等）を実施

GIGAスクール運営支援センター

民間事業者



- ◆ 学校や市区町村単位を越えて“広域的”にICT運用を支援
- ◆ 専門性の高い技術的支援等を“安定的”に提供
- ◆ 故障時等はメーカー等と連携して支援

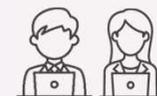


開設準備、ネットワーク点検・応急対応

学校

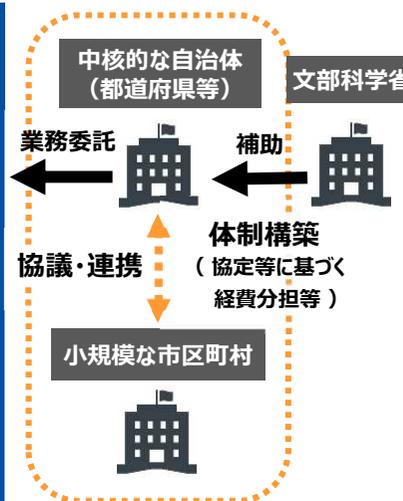


ICTに係る日常的な教職員の業務支援、学習支援等



ICT支援員
(情報通信技術支援員)

※ICT支援員の雇用に係る経費は別途地方財政措置



ネットワーク点検・応急対応

- 全国一斉のネットワーク点検
- 点検結果に応じて、校内のネットワーク機器交換等を含めた応急対応を実施

【GIGAスクール運営支援センター整備事業】

Q1

都道府県等による「連携等実施型」を原則としているのは何故か。必ず「連携等実施型」で実施しないといけないのか。

A1

学校や市町村単位を超えて広域的にICT運用を支援することにより、効果的かつ効率的な運用支援体制を確立することが重要であると考えていることから、都道府県等と他市町村が連携、もしくは一定規模の自治体が補助事業を実施する「連携等実施型」を標準的に実施すべき事業としており、原則、「連携等実施型」で事業を実施していただくことを想定しています。なお、初年度から「連携等実施型」で事業を実施することが困難な自治体も一定程度あることが見込まれることから、例外的に、R3年度補正予算及びR4年度予算に限り、「連携等実施型」以外での事業実施を認める(その場合の補助率は1/3)こととしています。

Q2

「連携等実施型」で他の市町村が設置する学校分も含めて事業を実施する場合、補助事業者は、他の市町村分に係る地方負担分の財源をどのように確保すればよいのか。

A2

「連携等実施型」で事業を実施する場合、国庫補助は、連携する自治体全域の学校数等を勘案した上で事業を取りまとめる自治体に国から一括で補助金を交付することを想定しています。地方負担分については、「連携等実施型」を行う自治体間の協議・協定等に基づき、事業を実施する自治体に一定の財源を拠出(経費分担)いただくこと等を想定しています。

Q3

「連携等実施型」の「一定の規模」とは具体的に何を指すのか。また、例えば市町村が他の一つの市町村と連携して事業を実施する場合も「連携等実施型」に該当するのか。

A3

都道府県、政令市、中核市に相当する規模を有する補助事業単位で事業を行う場合等について「連携等実施型」とすることを想定していますが、詳細については今後検討し、交付要綱等でお知らせします。なお、箇所数については、全国で200箇所程度を想定しています。

Q4

ネットワークアセスメントに係る費用は学校内だけが対象となるのか。また、応急対応としてのネットワーク機器の改修や機器購入に係る費用は学校内だけが対象となるのか。

A4

ネットワークアセスメントについては学校外に係る費用も補助対象とすることを想定していますが、応急対応としてのネットワーク機器の改修や機器購入費用については、学校内のみを補助対象とすることを想定しています。

Q5

交付要綱はいつ示されるのか。今後の内定や交付申請、交付決定のスケジュールはどのようになっているのか。

A5

交付要綱の周知及び交付申請希望調査は来年1月頃を予定しています。その後のスケジュールは調整中ですが、年度内に交付決定まで行うことを予定しています。

Q6

交付決定より前に事業着手(契約締結)した事業についても補助対象となるのか。

A6

交付決定後に事業着手(契約締結)した事業が補助対象となりますが、事務手続き上の事情等から、交付の内定後に事業着手した事業についても補助対象とする予定です。

Q7

本事業の地方負担分はどのように措置されるのか。新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用することはできるのか。

A7

地方負担分の財源措置については現在調整中ですので、追ってお知らせします。

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



成果

学校現場の裁量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。